

地域的に片寄った配置となってしまう。

また、身近に目を向けると、空地が消え、道路が広場として使えなくなった今日では、地区の小公園は都市生活者にとつては生活必需品となっている。しかしこのような公園も、区画整理や宅造がおこなわれた地区では比較的整備されているが、それ以外の場所ではほとんど建設されていない。

横浜市中では新しく生まれる市街地に公園を整備していくため、千 m^2 以上の開発にあたっては開発面積の三%以上の公園を確保するよう指導しており、昭和五二年度にも一〇二か所の公園を開発者から引継いでいる。しかし、このような指導にも限度があり、田園都市沿線の開発のように中規模以上の公園が皆無であるような市街地が出現したり、千 m^2 以下のミニ開発の連続する街では、三%の公園すら全くない街ができあがる結果となる。

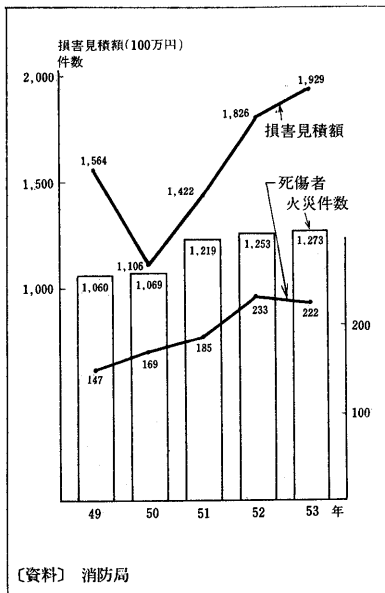
横浜市の公園については身近な公園の管理方法などその他にも問題は多いが、都市における緑地の確保という視点から、強力な財源の確保のもとで、計画的な用地取得を一刻でも早く図っていくことが緊急の課題となっている。

都市の安全

●年間一九億円が灰に

昭和五三年の横浜市の火災は一、二七三件、損害見積額は一九億二、八〇〇万円をこえており、一日あたり三・五件、五二八万円が灰になっていることになる。四九年からの推移をみても火災件数は年々増加を続けており、五年間にも二一三件、二〇%の増となっている(図4-27)。市でも市民自らの災害予防活動を進めるとともに、初期消火体

図4-27 火災被害状況



制の確立、装備の近代化を図ってきたが、火災の猛威は依然としておとろえていない。

こうした多発する火災に対して、毎年延四万人の消防隊員と延一万六千人の消防団員が出動して消火にあたっている。このほか、誤報、虚報による非火災出場が年間七〇〇件以上もある。消防隊は通常一九番で知られる消防通報用の電話などの通報により現場へ出動するが、四九年には平均六・七分で現場到着したものが、五三年には市街化地域の拡大と交通渋滞という悪条件にもかかわらず、五・六分と短縮されている。市では火災発生後八分以内に消火できる体制確立のため、消防出張所などの防災拠点整備に努めてきたが、その成果があらわれているといえる。

救急隊の出場も年間五万八千件をこえており、年々増加し続けている。

●減ってきた交通事故

市内の自動車の保有台数は、昭和四九年から昭和五二年までの間に二四％も増加し、約五四万台、市民四・九人に一台の割合になった。

しかし、心配された交通事故は、歩道やガードレール等

の交通安全施設の整備、総合的な交通規制、交通安全運動等が進められ、年々減少させることができ、昭和五二年の死亡者数は、ピークであった昭和四五年の半数以下の一〇三人に減ってきている。

しかしながら、歩行者、特に子供と老人、自転車利用者などの、いわゆる交通弱者の死亡事故は依然として高い比率を占めており、今後もこれらの交通弱者の保護を重点に、総合的な交通安全対策を強力に進めていくことが必要である。

●依然として多い風水害被害

横浜の地形は大小の台地や丘陵が港をとりまくようにせり出し、市域の五三％が丘陵地帯で起伏がいちじるしく、その末端はすべてがけ状となっているため、市内には傾斜度三〇度以上で高さ三m以上のがけが六、五〇〇か所もあると推定されている。地質面からみても、関東ローム層といわれる軟弱地盤が市域の大部分を占めている。

市内には鶴見川、帷子川、柏尾川、大岡川などの代表的河川を含めて、本流支流を合わせると一三五の河川が複雑に入り組み、総延長二九万m余りに及んでいる。このよう

表4—24 風水害被害状況

年度	死者 人	家屋損壊 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	がけ崩れ か所
48		31	1,876	3,898	141
49		48	2,442	4,294	159
50	1	17	294	1,987	28
51	1	37	1,602	4,651	162
52	1	20	999	2,533	58

資料)「横浜市地域防災計画」「横浜市の災害」

(

表4—25 危険地域の設定

浸水危険区域	363ヶ所
高潮危険区域	104
急傾斜地崩壊危険区域	139
がけくずれ危険区域	332

53・11現在(資料)総務局

な本市の特殊な地形に加えて、いちじるしい人口増加に伴う宅地開発事業が急激に進められたため、梅雨や台風や集中豪雨によるがけ崩れ、土砂の流出、河川の氾濫等による家屋の浸水などの被害が発生している(表4—24)。

横浜市ではこのような風水害の予防のため、「横浜市地域

防災計画」を定めて対策を講じている。台風等の豪雨時に被害の発生が予想される地域を、被害の種類、危険度に応じて事前に危険か所に指定する一方、

災害に備えて地域の協力を得ながら避難場所を定めている(表4—25)。

また、この危険か所を解消する防災事業にも積極的にとりくみ、急傾斜地崩壊防止工事は六〇区域に達しており、うち三六区域についてはおおむね完了している。

河川氾濫等による浸水防止を図るためには、流域の開発、地域特性を考慮しながら、河川の抜本的な改修計画により、河川のしゅんせつ、護岸、水路等の改修事業を促進しており五二年度では総延長の六六%の改修を完了している。

低地帯の滞水による家屋及び道路冠水等を防止するため、主要か所に排水ポンプの新増設とあわせて、下水処理場の拡充整備を進めている。

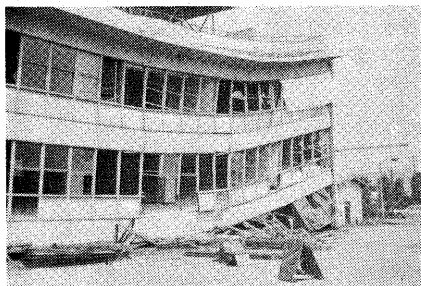
●地震に弱い横浜

昭和五三年六月一二日に発生した宮城県沖地震は、典型的な都市型地震として私たちに多くの教訓を残した。この地震はマグニチュード七・四、震度五の強震であったが、仙台市ではブロック塀・門柱の倒壊等により十三人の死者を出した他、ビルの倒壊・座折、ビル街のガラスの破損・

落下、新興住宅地における地盤の陥没、地割れ、擁壁の崩壊、亀裂等の大きな被害を出した。また電話・パニック、交通・パニック等の現象が起き、さらに水道・ガス・電気の各施設が破壊され、地震後数週間にわたり市民生活に大きな影響を与えた。

地震によって都市におこる災害は、地震の発生する季節、時刻、都市の構造によって全く異なる。しかし、都市には人口や都市機能が集中し、しかも都市化が進めば進むほど、都市の危険度が相対的に増大することは否定できない。特に横浜市の場合、大都市の中でもまれに見る人口増加によ

宮城県沖地震によるビルの被害



って都市機能や危険物が集中し、都市構造のうえでも木造密集地域や住工業地帯における重化学コンビナートの集中、さらに丘陵地、軟弱地盤といった特殊な地形等の条件を考慮しなければならず、地震被害を拡大する要因

は一層大きいといえる。

●大地震に備えて

横浜市の地震対策は、市民と行政が知恵を出し合い、連携協調しながら、地震に立ち向っていくという基本的な考え方のもとに、都市構造の欠陥を克服していくための長期対策、大地震に備えての事前対策、地震発生時の応急措置等について総合的対策を定めている。その内容は「横浜市地域防災計画」において具体的に定められているが、横浜市を始め、国・県、東京電力、電々公社、NHKなどの公益事業・消防団、建設業防災作業隊などの民間防災団体等多くの団体が参加し、それぞれの役割が具体的に決められている（表4—26）。

表4—26 横浜市の地震対策

- | | |
|----|------------|
| 1 | 防災訓練の実施 |
| 2 | 避難経路の防災工事 |
| 3 | 広域避難場所の整備 |
| 4 | 消防力の強化 |
| 5 | 飲料水の確保 |
| 6 | 公共施設の耐震性強化 |
| 7 | 緊急物資の備蓄 |
| 8 | 耐震相談コーナー開設 |
| 9 | 消火器設置補助 |
| 10 | 防災リーフレット配布 |
| 11 | 自主防災組織育成 |
| 12 | 無線設備の整備 |

表4—27 地震の時の市民の行動

地震の時 先ず何を したか	火の始末	359
	その場で様子をみた	358
	その場で身の安全を図った	180
	戸外に出た	69
	その他	34
火を 消したか	使っていなかった	592
	消した	392
	消さなかった	16

宮城県沖地震横浜市民動向アンケート調査
(横浜市消防局調べ、1,000対象)

特に広域避難場所の確保と市民の安全避難は、市の地震対策の基本をなすもので、緑の保全、公園整備計画、宅地開発、都市再開発などを通じて災害に強い街づくりを進めながら、全市に七八か所の広域避難場所を設定し、市民の安全避難の環境づくりを努めている。

市や各機関の地震対策が十分に効果をあげるためには、市民の地震への対応が重要である。地震が起きた時、最初の一分間の行動が大惨事の発生を決定するといわれている。

「その場にあった身の安全」、「すばやく火の始末」、「となり近所の助けあい」という地震三原則の励行がすべての市民に共通する地震対策の基本である。宮城県沖地震の時にも横浜市民はほぼ適切な行動をとったといえる(表4—27)。

家庭においても消火器具の設置、我が家の地震対策の話し合い、非常飲料水、食料の準備等、日頃から心がけておくことも多い。

地震のため建物が倒れ、火災が発生したような場合に備えて、地域の自治会、町内会で「町の防災組織」を作り、町に必要な「防災計画」をたて、情報、消火、避難誘導、救出救護、給食、給水などの役割をすべての住民が分担する、助けあいのシステムを確立しておくことが必要である。すでに瀬谷区ではほぼ全域で組織化されており、市も積極的にその育成に努めている。

公害

●窒素酸化物への対応が問題—大気汚染

横浜の大気は、大気汚染防止法、神奈川県公害防止条例